

WTO・FTAと農業構造改革

横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授 田代洋一



2003年秋のWTOのカンクン閣僚会議は日本に4つの宿題を残した。

第一は、米欧提案の関税上限の設定案が最後まで残った点である。この案は非関税障壁の関税相当量への置き換えと関税引き下げというURの論理から外れており、ルール違反だといえる。議長案はごく限られた品目について代償なしの例外を認めるような妥協のそぶりもみせたが、これまでの交渉例からしても代償なしの例外措置はありえず、原則的な対応が必要である。

第二は、あれだけ対立していたはずの米欧があっさり輸出国同盟を結んだことだ。日欧に亀裂が走ったわけだが、そういう可能性を十分承知のうえで、にもかかわらずEUと共同するしかないのが日本の立場である。さっそく「もはやEUではなくアメリカと仲良く」といった議論が聞かれるが、それは逆ブレであり、EUとの異同を踏まえたうえでの連携の再構築が課題である。

第三は、WTOが本格的な途上国・先進国対立の場になったことだ。日本等の先進輸入大国は、途上国と先進輸出大国との対立の狭間に沈み込むことなく、そのプレゼンスを高めるために、途上国なканずくアジアの国々とうどう連携するかが課題だ。

第四は、WTOの失速を受けたFTAブームである。しかし「WTOからFTAへ」が世界の大勢だとみるのは早計だ。EUもアメリカも自らの足場をFTAで固めつつUR、WTO

に対応している。WTOとFTAの両睨み作戦というのが彼らの本音である。

越境が進み、国境が多孔化するグローバリゼーションの時代に、国際的に調整困難な問題に取り組むにはWTOのような多角的交渉の場が不可欠である。とすればFTAを推進するにあたって、日本は、多様な農業の共存、食料安全保障、農業の多面的機能というWTOでの主張との整合性を堅持する必要がある。

にもかかわらずFTAで浮き足だち、なりふりかまわずFTAというのが日本の現状である。そして、日本がFTAを結べないのは農業が関税の引下げ・撤廃に応じられないからだ、FTAを結ぶにはまず農業構造改革が必要、むしろFTAを先に結び「冷水効果」で農業改革を進めるべきだといった、新手の農業バッシングが始まっている（拙稿「FTAと農業」『ESP』2003年12月号）。首相の「農業鎖国」発言、そして2003年11月の食料・農業・農村政策推進本部の「過度に国境措置に依存しない体制を確立」といった言辞にも、農業ネック論が色濃くにじみ出ている。

そこから官邸主導の次の二つの動きが出てくる。

第一は、WTOやFTAの交渉窓口を官邸に一本化する動きだ。経団連や総合規制改革会議は日本版の通商代表部（USTR）構想を打ち出しており、メキシコにも関係省庁を外した官邸コミッションを派遣している。しかし

国内調整を抜きにした拙速外交は足元をみられ、韓国の対チリFTAの国会批准の難航にみるように、大きな国内調整のツケを払うことになる。

第二は、FTAという外圧を利用した農業構造改革のスピードアップである。すなわち、①FTAで農産物を自由化する、②プロ農家に生産集積して低コスト化して安い農産物輸入に対応する、株式会社の農地取得も織り込む、③それでも埋まらない内外価格差（国際価格と国内生産費の差額）をプロ農家のみに対する直接支払いで補てんするというものだ。

時あたかも食料・農業・農村基本計画の見直し期だが、このような「外圧頼みの農政改革」ではあってはなるまい。グローバリゼーション時代の基本戦略をたてる必要がある。WTOにしてもFTAにしても、今や日本が向き合うのは、かつてのアメリカ等の先進輸出大国だけでなく、途上国なかんずくアジアの途上国である。FTAがWTOと両立するには、WTOと異なった固有の理念をもつ必要があるとすれば、それは地域経済統合だろう。EU拡大もNAFTAの米州全体への拡大もその線上にある。FTA空白地域のアジアでは中国が盟主たらんとしているが、覇権主義ではなく平等互惠のアジア共同の家づくりに日本がどうかかわるか、そのなかに日本の農業をどう位置付けるかが問われる。

当面は、WTO交渉において最後まで歩調を合わせてきたアジアにおける唯一の国、韓国とのFTAが試金石になろう。そこで多様な農業の共存、食料主権、農業の多面的機能に配慮したFTAを創りだせるならば、それは今後の日本のFTAの一つのモデルになる。

しかしASEAN諸国との関係においては、それを越える対応が必要となる事態もありえる。それに備えるには、これまで以上に国民

に主体的に選択してもらえる農産物作りが求められる。国民の価格訴求は強まっているが、新鮮、安全、おいしい、栄養価がある農産物を値頃感をもって提供する取組みを強める必要がある。

同時に昭和一桁世代の最終的リタイア期にあって、土地利用型農業の再編が不可欠である。作業受委託段階にあっては生産組織や集落営農等の任意組織化で足りたが、賃貸借段階になるとやはり法的な権利主体が必要になる。最近、各地で農業生産法人化を核にした地域農業再編の動きがみられるが、点在するプロ農家と集落・旧村といった面的な広がりをも「地域に根ざした農業者の共同体」としての農業生産法人が結合していく方向である。

農業を支える組織のあり方も変革が求められる。グローバリゼーションやその根底にある情報革命は、階層的ピラミッド組織からネットワーク組織へ、リーダーからコーディネーターへ、上意下達から双方向型コミュニケーションへ、地縁血縁から共通関心縁への転換を促している。都市住民とともに農業、農地を守っていくには、このような転換が欠かせない。

以上、言葉の足りない点は拙著『WTOと日本農業』筑波書房ブックレット、2004年1月をご覧ください。